

ハピネス保育園 利用契約書

保育の利用を希望する **保護者の方のお名前**
ハピネス 太郎 (以下「甲」という。) と、ハピネス保育園南境
(以下「乙」という。) との間で乙の利用にあたって、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲の保護する **お子様のお名前** **お子様の生年月日**
ハピネス 花子 (〇年〇月〇日生) (以下「甲の乳幼児」という。)
の保育を乙に依頼し、乙は、甲の乳幼児を誠実かつ安全に保育するものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和 〇年 〇月 〇日から卒園までとする。

(契約時間) 甲は、予め取り決めた保育利用時間において延長保育を利用する場合1週間前までに
利用を乙に申し出なければならない。当日などの急な申込みは、甲の乳幼児の安全を第一に
考え保育士の配置が難しい場合など、乙は申込みを断ることができる。

(重要事項の説明と同意)

第3条 甲は、乙が説明した重要事項説明書の内容について同意するものとする。

2 甲及び乙は、重要事項説明書の規定を遵守することとする。

(契約の解除)

第4条 甲は、この契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに乙に対して通知することにより、契約
を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方がこの契約を履行しないときは、契約を解除することができる。

3 入園後に発達障害やアレルギーがあり、専門機関での支援が必要となった場合。

(確約事項)

①自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員 (以下総称
して「反社会的勢力」という) ではないこと

②利用契約をされる者が反社会的勢力でないこと

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

④利用契約期間中に、自らまたは第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害しまたは名誉を棄損する行為

次のいずれかに該当した場合には、何らかの催告を要せずして本契約を解除することが出来ること
とします。

ア 前項①または②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し本契約を締結したことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反した行為をした場合

※保育料が滞納となった場合は、「行政からの通知」をご確認ください。

(疑義の決定)

第5条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定することとする。
この契約の締結を証するため本書を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、原本を甲に返却、乙は
写しを保管する。

令和 〇年 〇月 〇日

住所

氏名

住所

氏名

〒〇〇-〇〇
仙台市泉区～

ハピネス 太郎



上記の保護者の方のお名前と同じ方の署名をお願いいたします

〒986-0031 宮城県石巻市南境字新待井 73 番地

乙

ハピネス保育園南境 園長 今野 瑠衣 (印)

*シャチハタの印鑑はお控ください。